

第10回 所有権(9)：動産所有権移転の対抗と即時取得

2009/11/09

松岡 久和

【動産所有権移転と対抗要件】(87-89, E79-83)

Case10-01 ① XはAから古書甲を30万円で買う契約を結んだが、現金の持ち合わせがなかったので、翌日代金と引換えに引渡しを受けることを約した。ところが、少し後にYが現われ、売約済だとしふる店主Aに35万円支払って甲を買い受け、そのまま持ち帰った。XはYに対して、その本の返還を求めることができるか。

② XはAに700万円を貸し付ける際、Aの製造機械甲（時価1000万円）の所有権を担保のために譲り受けた。その後、Aに500万円の金を貸し付けていたYが、甲を差し押さえた。XはYに対して、甲の所有権を主張することができるか。

1 不動産物権変動との違い

- ・引渡しが対抗要件（178条） **例外** 動産債権譲渡特例法：動産譲渡登記
- ・所有権譲渡のみが対象←動産先取特権は非占有、質権は引渡しが成立要件（344条）
- ・「譲渡」＝意思表示による所有権移転だけが対象（含、譲渡担保）
それ以外の動産所有権移転は引渡しを要せず、占有者からの取得は公信保護問題

2 その他の要件

(1) 動産

- ・登記・登録動産：不適用
- ・不動産の従物：主物の不動産の登記が対抗要件？それとも引渡しも必要？ 判例の態度は不明（大判昭8・12・18民12-2854：引渡し不要、大判昭10・1・25新聞3802-12：引渡し必要）
- ・有価証券：引渡し（場合によっては裏書交付）が効力発生要件、本条不適用
- ・金銭：「占有者＝所有者」理論（百77）、本条不適用
参考文献 末川博「貨幣とその所有権」『占有と所有』（1962年、初出1937年）191頁

(2) 引渡し

- ・占有取得方法4種（182-184条。E81図3-5）；占有改定（183条）を含む（百60；動産譲渡担保）
；観念的で公示性に乏しい→即時取得（192条）により補完
★占有改定の認定と紛争処理条文の分化（Case10-01①）

(3) 第三者

- ・賃借人（大判大4・4・27民21-590：肯定）と受寄者（最判昭29・8・31民8-8-1567：否定）
←受寄者は請求があり次第返還する義務を負う（662条）から固有の利益がない

批判 ①誰に返還すべきかは重大な利害関係なのでいずれも「第三者」

②誤った権利者への返還は478条で救済されるからいずれも「第三者」でない

【即時取得／善意取得】(89-97, E83-89)

Case10-02 YはAから中古パソコン甲を8万円で買い受け、代金を支払って甲の引渡しを受けた。甲の真の所有者はXであったが、Yはそのような事情を知らなかった。次の場合、XはYからパソコンを取り戻せるか。

- ① Xが甲をAに貸してやっていたり預けていたところAがYに売った場合
- ② Xが甲を「代金完済まではXに所有権を留保する」特約のある割賦販売でAに売ったところ、Aが代金を完済する前に甲をYに売った場合
- ③ Xから甲を盗んだAが直後にYに売った場合
- ④ Xから盗んだBが中古ショップAに売り、AがYに売った場合

1 制度趣旨と規定の構造

- ・ 動産に関する**公信の原則：取引の安全の保護**

←Hand wahre Handなど追及効制限+時効取得(即時時効!)

- ・ 規定の構造

{	原則	無権利の法理ないし承継取得原則(不文)
	例外	192条: 平穩・公然・善意・無過失の占有取得者を保護。
	例外の例外	193条: 盗品・遺失物の被害者は2年間取戻可能
	例外の例外の例外	194条: 競売・公の市場で同種物を販売する商人から善意・無過失で買い受けた者は、物は返還しなければならないが、代金の弁償を受けるまで返還を拒める。

参考 質屋等からは1年間無償で返還請求可能(古物20条、質屋22条)

- ・ 権利者の帰責事由(信頼を裏切られた者か否か)と信頼保護の必要性による段階付け

2 即時取得の要件

(1) 動産

- ・ 立木: 不動産の一部で本条不適用(百66)
- ・ 登記・登録動産: 原則不適用だが、未登録自動車や登録抹消自動車には適用
- ・ 有価証券: 善意・無重過失、盗品・遺失物の例外なし(商519条、手16条2項、小21条)
- ・ 金銭: 「占有者=所有者」理論で保護

(2) (有効な)取引行為 — 取得時効との違い

- ・ 事実行為のみに基づく占有取得(例: 山林の伐採や果実の収穫など)には不適用
- ・ 契約関係があり、代理権の存在や相手方の行為能力を信じていても、無権代理・行為無能力取消により無効・効果不帰属であれば、本条による保護なし
- ・ 競売による場合も含む
- ・ 無償行為でも可(判例・通説、もともと、制度趣旨と不当利得との関係では要再検討)

(3) (取引行為による)占有取得

- ・ 必要な占有の態様→4で検討

(4) 平穩・公然・善意・無過失の占有取得

- ・ 平穩・公然・善意の推定(186条1項)、無過失も前主の占有の適法推定(188条)を介し

民法第2部（物権・担保物権）

て推定（最判昭41・6・9民20-5-1011）→返還請求者に占有者の過失の立証責任

- ・法人は代表者、代理人がいる場合には代理人が基準（最判昭47・11・21民26-9-1657）
- ・基準時は占有取得時。契約時善意でも占有取得時に悪意になればダメ、他方、占有取得後に悪意になっても問題なし

(5) 前主の無権利または処分権限の欠如

- ・積極的な要件ではないが、前主に処分権限があれば承継取得して本条は不要
- ・所有権者であっても、たとえば自ら設定した工場財団抵当権の及ぶ機械類については、処分権がなく、即時取得が問題になる（最判昭36・9・15民15-8-2172、工場抵当5条2項）

3 即時取得の効果

- ・前主（＝契約相手方）の無権利ないし無権限という瑕疵の治癒→所有権取得

4 占有改定と即時取得の成否（百66）

Case10-03 Xが所有権留保特約付でAに販売し引き渡した機械甲を、Aは所有権留保特約につき善意・無過失のYに対して売却したが、Yへの甲の引渡しは占有改定の方法で行われ、以後もAが甲を直接占有し、使用していた。Aが借金の返済をできなくなり、次のような事情が生じた場合、XとYの法律関係はどうなるか。

- ① Yが、Xの所有権留保を知り、急いでAから甲の現実の引渡しを受けた場合
- ② Xが、留保所有権に基づいて、甲を引き揚げた場合
- ③ Aの債権者Gが甲を差し押さえた場合

	根拠のポイント	基準時	①	②	③
否定説 (判例)	Xの信頼が裏切られたことが現実化していない	現実の引渡し時	X勝	X勝	Xのみ第三者異議を主張できる
肯定説	Yの信頼の保護こそが重要。占有改定も引渡し。	占有改定時	Y勝	Y勝	Yのみ第三者異議を主張できる
折衷説	否定説・肯定説とも公平でない	占有改定時	Y勝	X勝	いずれも第三者異議を主張できる

・折衷説は、占有改定でも権利が取得されるがそれは未確定状態だという。

・実際には、占有改定が対抗要件となる譲渡担保同士や、所有権留保と譲渡担保の競合が問題になることが多い→譲渡担保（第23回講義予定）

【明認方法のよる公示】（97-99, E89-91）

1 取引上の要請による立法と慣行の発展

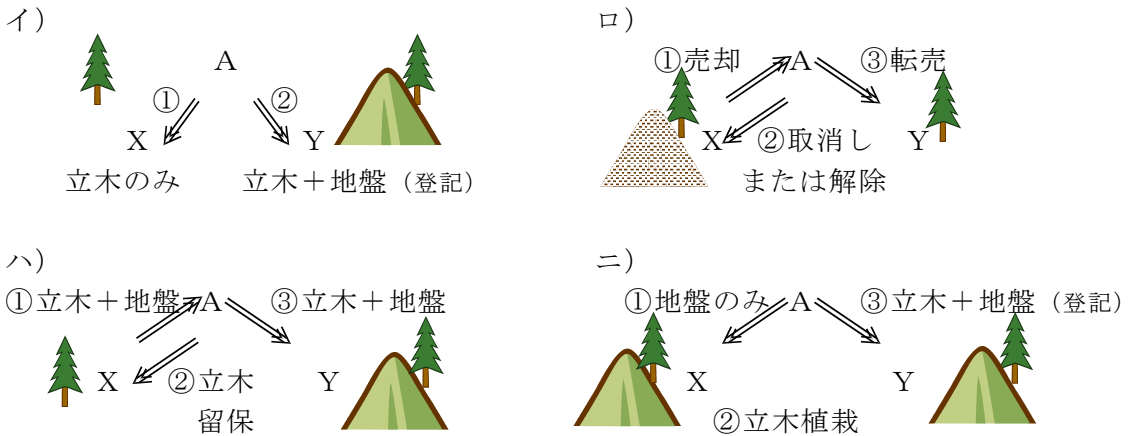
- ・立木登記（立木法）や地上権設定の不十分さ→明認方法という慣行

2 明認方法

- ・方法－墨書・立て札・縄張りなどによる公示
- ・限界－自然消耗などの場合の対抗力喪失、所有権以外は公示不能

- ・判例は明認方法に登記と同様の効力を肯定（百62）
 - イ）立木所有権取得 vs 立木+地盤の取得
 - ロ）立木所有権の復帰
 - ハ）立木所有権の留保（立木留保者 vs 立木+地盤取得者）
 - ニ）土地の第一譲受人の立木植栽 vs 立木+地盤の第二譲受人
- ・学説は、ロ）～ニ）につき無権利構成+94条2項類推適用論を支持する見解が有力
- ・明認方法=対抗要件説 vs 明認方法=立木独立要件+対抗要件説

図10-01 紛争類型図



【物権の消滅】 (99-102)

- ・目的物の滅失／消滅時効（所有権を除く）／放棄／混同（179条）